

税務通心

給与所得の源泉徴収票 新様式の変更点

令和7年度税制改正により、新しい所得控除（特定親族特別控除）が創設されたことで「給与所得の源泉徴収票」の様式も改正されました。主な変更点を確認します。

1 特定親族特別控除とは

居住者が19歳以上23歳未満の一定の親族等（以下、特定親族）を有する場合に、特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最大63万円が控除できる所得控除を、「特定親族特別控除」といいます。給与所得者が年末調整時に適用を受けるには、給与の支払者へ特定親族特別控除申告書を提出する必要があります。

2 新しい「給与所得の源泉徴収票」

今年12月以後の「給与所得の源泉徴収票」の主な様式の変更点は、次のとおりです。

(1) 特定親族等の数の記載

「控除対象扶養親族の数」欄の中に、特定親族等の数を記載する欄が設けられ、「控除対象扶養親族等」の数となりました。

● 現行						● 改正後（赤線、赤枠が改正部分）							
控除対象扶養親族の数 （配偶者を除く。）						控除対象扶養親族等の数 （配偶者を除く。）							
特定		老人		その他		特定		老人		その他		特親	
人	従人	人	従人	人	従人	人	従人	人	従人	人	従人	人	従人

(2) 特定親族特別控除の額の記載

年末調整により控除した特定親族特別控除の額を記載する欄が新たに設けられました。

● 現行 (記載欄なし)				● 改正後（赤枠が改正部分）			
特定親族特別控除の額				社会保険料等の金額			
千		円		千		円	

(3) 特定親族の氏名等の記載

「控除対象扶養親族」の氏名等を記載する欄について、特定親族等分も記載できるように、「控除対象扶養親族等」となりました。

● 現行				● 改正後（赤枠が改正部分）			
控除対象扶養親族	(フリガナ)	氏名	区分	控除対象扶養親族等	(フリガナ)	氏名	区分
	2					2	

なお、実務上は12月より前から使用しても問題ありません。ご利用のソフトウェア等の状況に応じて、対応しましょう。

参考：国税庁HP「給与所得の源泉徴収票（同合計表）」「令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A（令和7年5月）」

労務通心

マイナ保険証のない従業員等への資格確認書の発行

2025年12月1日で健康保険証の利用が終了します。医療機関等を受診するとき、マイナ保険証をお持ちでない※1 場合は資格確認書が必要になります。従業員（被保険者）とご家族（被扶養者）が受診に困らないよう、資格確認書の発行について事前にお知らせしておくで安心です。

1 受診に必要なもの

保険診療を受ける際には、医療機関等の窓口で健康保険の資格確認が行われます。現在は、次のいずれかの方法で、資格確認が行われています（原則は①もしくは②）。

- ① マイナンバーカード（マイナ保険証）による電子資格確認
- ② 有効期限内の健康保険証または資格確認書の提示
- ③ マイナ保険証+資格情報のお知らせ※2の提示
- ④ マイナ保険証+マイナポータルの資格情報画面の提示

2 マイナ保険証がなければ資格確認書を提示

マイナ保険証をお持ちでない方は、②の方法のみとなります。健康保険証の有効期限が切れる2025年12月2日以降は、**資格確認書を提示**することになります。

資格確認書は、原則として、健康保険の被保険者や被扶養者のうち、マイナ保険証をお持ちでない方に発行されます。発行の時期や配付方法は保険者によって異なり、被保険者の自宅に直接届く場合もあります。資格確認書を確実に受け取ることができるよう、保険者の発信情報を確認し、事前に従業員に周知しておくといでしょう。

● 現在、健康保険証をお持ちの方

各保険者から資格確認書が発行されますので、お手元に届きましたら、必ずご確認ください。

協会けんぽの場合 ……

2025年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方に対し、従業員の**自宅宛に家族の分と合わせて、特定記録郵便にて発送**されます。発送時期は都道府県支部により異なりますが、**2025年7月下旬から10月下旬**に予定されています。

● 健康保険証の新規発行終了後に加入した方

加入時に、各保険者から資格確認書が発行されています。有効期限までは、改めて発行はされません。

3 これからは、どちらかを持って受診を

有効期限に気が付かない方も多く、マイナ保険証か資格確認書が手元にあると、受診時に窓口で慌てることはないでしょう。医療機関等を受診される際は、マイナ保険証か資格確認書を持参されるよう、従業員の皆さまに、あわせてご案内ください。

※1 マイナンバーカードをお持ちでない場合のほか、マイナンバーカードを持っていても、**マイナ保険証の利用登録**を行っていかかったり、マイナンバーカードの**電子証明書の有効期限**が切れていたりする場合には、マイナ保険証として利用できません。マイナ保険証の利用登録状況は、マイナポータルでご確認いただけます。

※2 「資格情報のお知らせ」は健康保険証や資格確認書とは別に発行される書面です。**これ単独では保険診療を受けることはできません。**